

第63回 原子力エネルギーシステム研究会
@富士電機(株) 本社 23F 第4ホール

福島における環境回復への 取り組み状況

2016年2月10日

環境回復情報ネット 森 久起

環境回復と復興のギャップ

1. 社会の関心は移ろう

全国紙、YAHOO掲載 vs 避難住民

2. 環境回復はしたけれど

避難解除 vs 住民帰還

3. 風評被害はまだまだ続く

忌避傾向 vs 汚染検査結果

環境回復への取り組み(1/2)

年月	特定廃棄物処分	除染	中間貯蔵
平成23年			
4月		小中学校除染開始	
5月	下水汚泥汚染発生		
8月	環境放射能汚染対処特別措置法成立		
9月		環境回復検討会	
10月			ロードマップ提示
11月	基本方針閣議決定		
12月	廃棄物関係ガイドライン公表	除染関係ガイドライン公表	
		除染対象102自治体決定	
平成24年			
2月		環境省先行除染開始	
4月		避難区域の見直し開始	
6月		原子力機構 モデル除染結果報告	
9月		川内村等本格除染開始	
11月			現地調査受け入れ
平成25年			
1月		除染手法の効果公表	
6月			中間貯蔵施設安全対策検討会 中間貯蔵施設環境保全対策検討会
9月	災害廃棄物処理の総点検	除染進捗状況の総点検	
12月	既存管理型処分場活用の要請	特別地域内除染計画の見直し	中間貯蔵施設要請
	対策地域内廃棄物処理計画見直し	除染事業の効果公表	中間貯蔵輸送検討会

環境回復への取り組み(2/2)

年月	特定廃棄物処分	除染	中間貯蔵
平成26年			
4月	檜葉町住民説明会	田村市避難解除	
6月	富岡町住民説明会	帰還困難区域モデル除染報告 市町村除染の効果公表	
9月			福島県 建設受入の容認
10月		川内村避難解除	
11月			輸送に係る基本方針とりまとめ JESCO法改正
12月		森林除染手法の追加	大熊町 建設受入の容認
平成27年			
1月			双葉町 建設受入の容認
3月			保管場へのパイロット輸送開始
4月	富岡町仮設焼却炉 運転開始		
6月	埋立計画 富岡住民説明会		
7月	埋立計画 檜葉住民説明会		減容・再生利用技術開発戦略検討会
9月		檜葉町避難解除	
12月	福島県、両町 埋立処分事業容認		
平成28年			
1月		森林除染方針 フォローアップ方針	

環境省の検討組織(1/2)

○除染関係

環境回復検討会：平成23年9月設置

基本方針、除染関係ガイドライン

除染効果評価、森林からの漏出評価

○廃棄物関係

災害廃棄物安全対策検討会：平成23年5月設置

基本方針、廃棄物関係ガイドライン

放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会

平成26年4月設置

対策地域内廃棄物、指定廃棄物の処理

環境省の検討組織(2/2)

○中間貯蔵関係

中間貯蔵施設安全対策検討会：平成25年6月設置
施設の安全性評価

中間貯蔵施設環境保全対策検討会：平成25年6月設置
環境保全の基本方針

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会
平成25年12月設置、輸送基本計画

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発
戦略検討会：平成27年7月設置

最終処分を見据えた技術開発戦略

○放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

平成27年3月設置、取りまとめ(H27.9.30)

国直轄除染の進捗状況の概要 (平成27年11月30日時点)

平成27年12月25日
環境省



【各市町村等の状況と今後のスケジュール (注)】

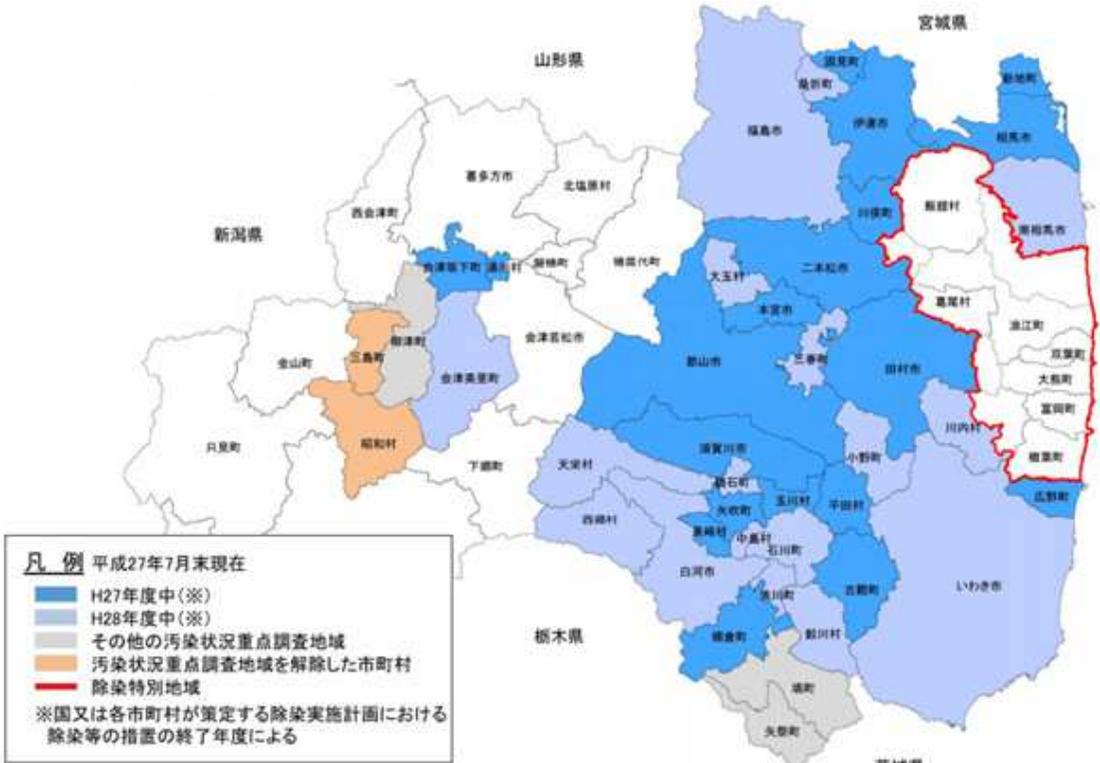
田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
檜葉町	平成26年3月に面的除染終了 平成27年9月5日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 平成27年3月1日に全線開通
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯舘村	平成27年6月に宅地除染終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

(注) 除染終了予定時期は、除染実施計画に基づくもの

市町村除染進捗状況(H27.11末)

	H27年度末 までの計画	進捗状況 (%)
住宅 (戸)	410,932	78.8
公共施設 (施設数)	10,172	84.5
道路 (km)	12,155	52.9
農地 (ha)	30,712	87.0
生活圏森林 (ha)	2,954	66.2

福島県除染対策課HPより



凡例 平成27年7月末現在

- H27年度中(※)
- H28年度中(※)
- その他の汚染状況重点調査地域
- 汚染状況重点調査地域を解除した市町村
- 除染特別地域

※国又は各市町村が策定する除染実施計画における除染等の措置の終了年度による

特措法実施状況検討会取りまとめ
=資料編=

除染推進の課題

- 仮置場の確保
- 市町村における除染推進体制の強化
- 事業者などの育成
- 除染手法の柔軟な運用と
確実な財源確保

政府方針：除染の加速化

⇒帰還困難区域を除く、居住制限区域、準備区域の
避難解除を平成29年3月末までに実現

居住制限区域のフォローアップ除染の実施
H28年度除染予算：約5200億円（前年比126%）

帰還困難区域の除染は？

帰還困難区域の今後の取扱いについては、**放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等**を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

この中で、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等を早急に検討していく。また、同区域における、復興に不可欠な広域的インフラや復興拠点における個別の除染及び廃棄物処理を含む復旧・復興の取組については、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から地域再生に向けたものとして実施する。

（H27.6.12：「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂 原子力災害対策本部）

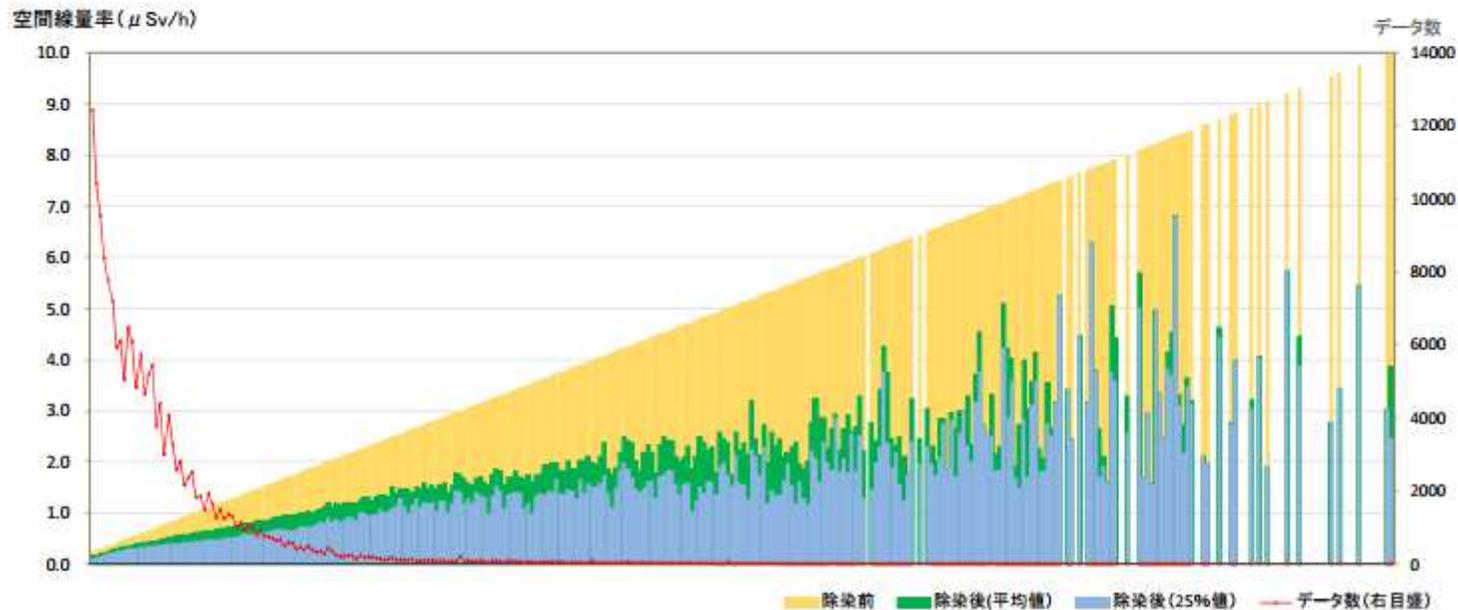
○モデル除染（平成25年9月～平成26年2月）：浪江町と双葉町

○復興拠点除染（平成27年8月～平成28年3月）：大熊町

参考:「国及び地方自治体が実施した除染事業における除染の効果(空間線量率)について」(環境省:平成25年12月)

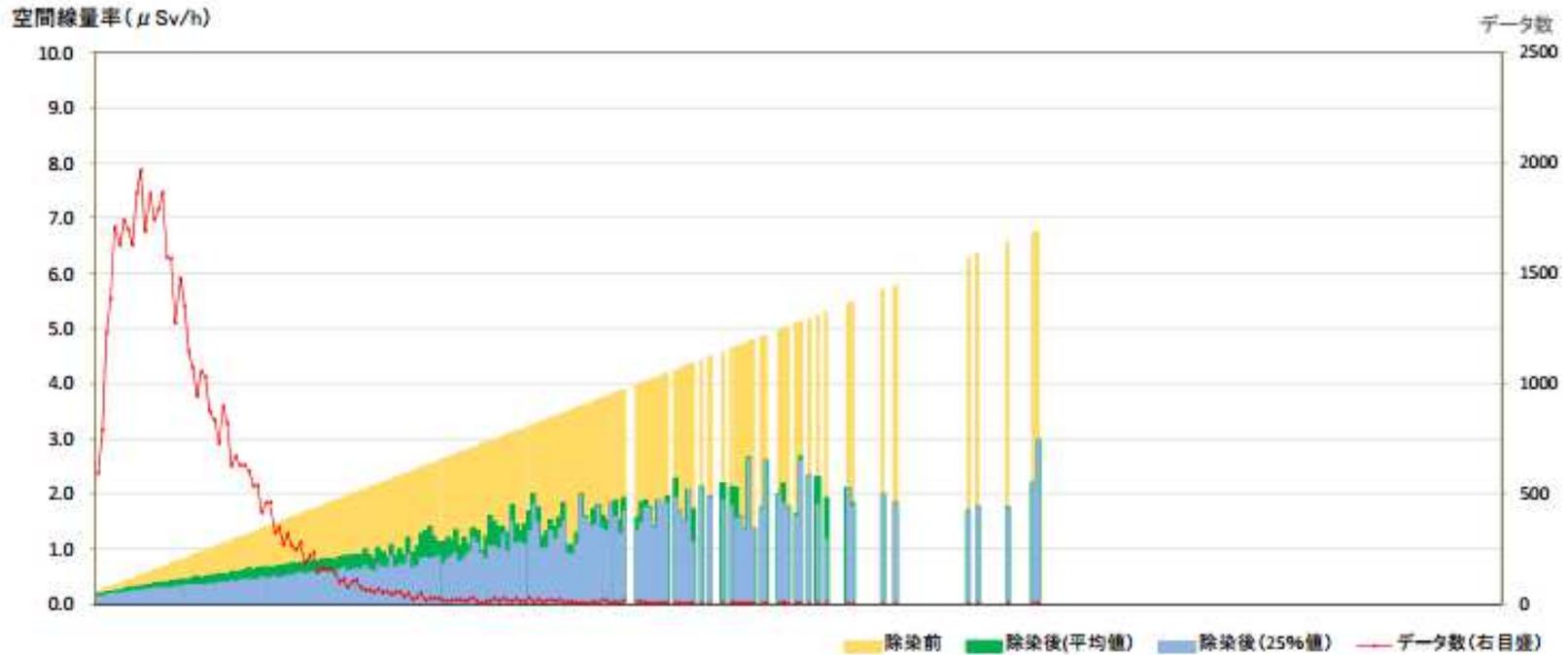
国直轄事業+市町村事業(全データ)(1/2):空間線量率(1m)

		全データ		除染前の空間線量率								
				1 μ Sv/h未満			1 μ Sv/h以上～3.8 μ Sv/h以下			3.8 μ Sv/h超		
データ数		181,363		140,692			38,608			2,063		
測定値 (μ Sv/h)	除染前(25-50-75%値)	0.36	0.59	0.93	0.48		1.38		4.72			
	除染後(25-50-75%値)	0.25	0.37	0.57	0.32		0.80		2.30			
低減率 (%)	平均値	34.8		32.3			43.0			52.1		
	25%-50%-75%値	19.6	34.1	49.5	17.4	31.3	46.3	29.1	43.7	57.7	39.2	54.3



国直轄事業(住宅地)(1/2):空間線量率(1m)

		全データ			除染前の空間線量率								
					1 μ Sv/h未満			1 μ Sv/h以上～3.8 μ Sv/h以下			3.8 μ Sv/h超		
データ数		52,864			37,198			15,479			187		
測定値 (μ Sv/h)	除染前(25-50-75%値)	0.51	0.73	1.08	0.60			1.31			4.36		
	除染後(25-50-75%値)	0.28	0.39	0.55	0.33			0.63			1.85		
低減率 (%)	平均値	43.3			39.6			52.0			57.2		
	25%-50%-75%値	31.4	44.1	56.3	28.1	40.2	51.7	41.7	53.9	64.5	50.4	56.4	65.3



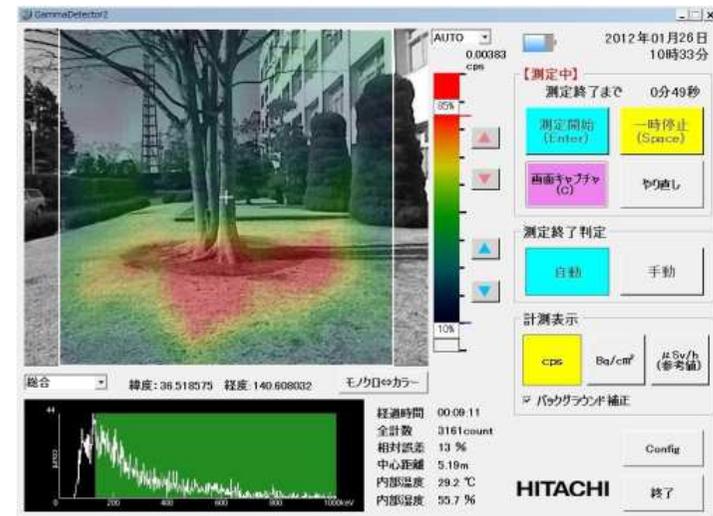
【ガンマカメラの機能】

ガンマ線の線量を測定した結果と光学カメラで撮影した映像を重ね合わせ、放射線量の高低を色分けして確認できます

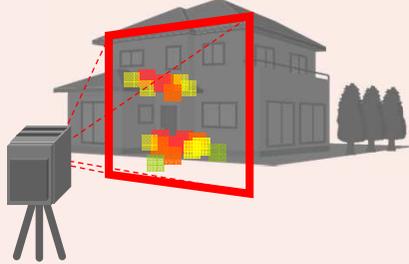
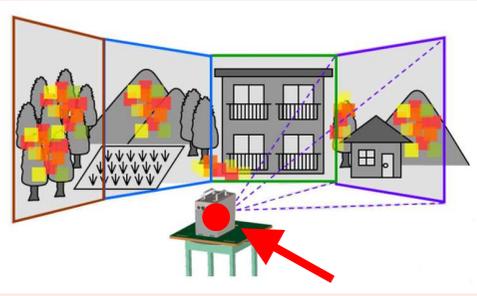
■外観



■PC画面



【ガンマカメラの通常測定とパノラマ測定の比較】

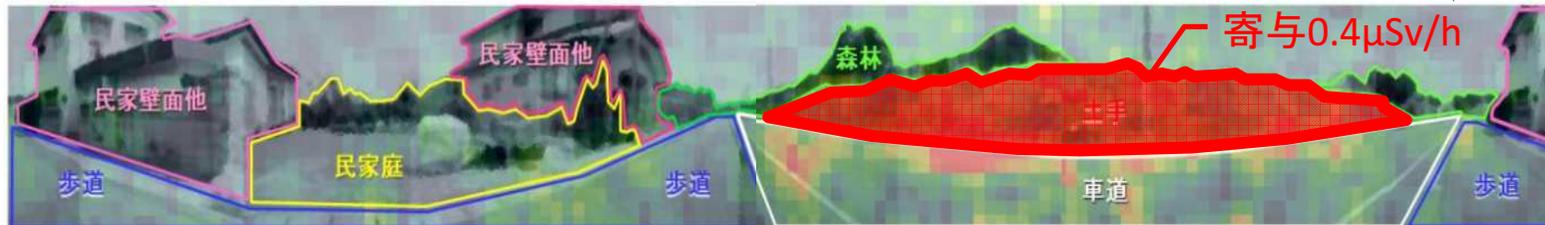
	通常測定	パノラマ測定
測定の目的	ホットスポット検出 放射線量分布の可視化	空間線量率の内訳分析
測定対象	ガンマカメラの視野内 	ガンマカメラを置いた点 
出力結果	<ul style="list-style-type: none"> ・線量分布 ・ホットスポットの線量 単位: cps 	<ul style="list-style-type: none"> ・線量分布(パノラマ) ・空間線量率の寄与 単位: μ Sv/h

【空間線量率への寄与分析】

パノラマ測定結果イメージ

ガンマカメラ位置の空間線量率: $1.0\mu\text{Sv/h}$ (サーベイメータ測定結果)

比較可能



- ①指定領域内のピクセルの計数率[cps]を計算
- ②得られた計数率[cps]に対してあらかじめ決められた換算式を使い
ガンマカメラ位置の空間線量率への寄与[$\mu\text{Sv/h}$]を計算

【パノラマ測定機能の適用シーン】

・効率の良い除染計画の作成支援

本報告

・除染実施後も期待通りに空間線量率が下がらない場所の要因分析

3. 実証試験方法

- 測定方法:ガンマカメラを40度ずつ水平方向へ回転させ9回の測定で360度のパノラマ測定を実施。
これを上下にチルトさせた状態で各1周ずつ実施。

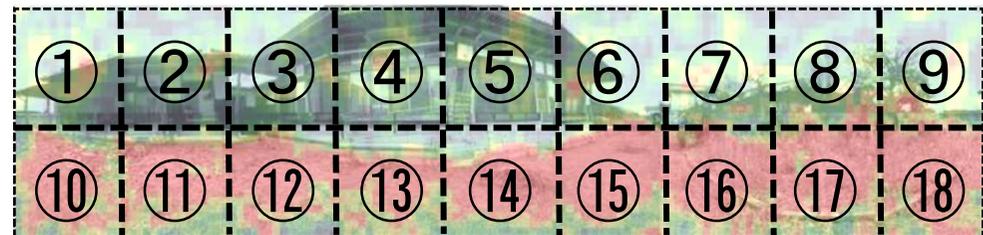


測定の様子(上向きチルト時)



測定の様子(下向きチルト時)

- パノラマ画像作成:
画角をずらしながら測定して得られた画像(①~⑱)をソフトで自動的に重ね合わせて生成。



【除染前のパノラマ測定結果の分析】

専用解析ソフトによる各領域の寄与分析画面

①ガンマカメラ位置の空間線量率: $4.57 \mu\text{Sv/h}$ (サーベイメータ測定結果)

②砂利、花壇、家屋壁面の3領域の寄与: $3.33 \mu\text{Sv/h}$ (①の7割以上に相当)

領域	μSv/h pixel	除染適用	除染率(%)
砂利	2.085	0	0
花壇	0.713	0	0
家屋壁面	0.531	0	0
屋根	0.165	0	0
門、倉庫	0.106	0	0
空	0.481	0	0
選択範囲外	0.169	0	0

【除染前後のパノラマ画像比較】

除染状況 空間線量率
(ガンマカメラ位置)

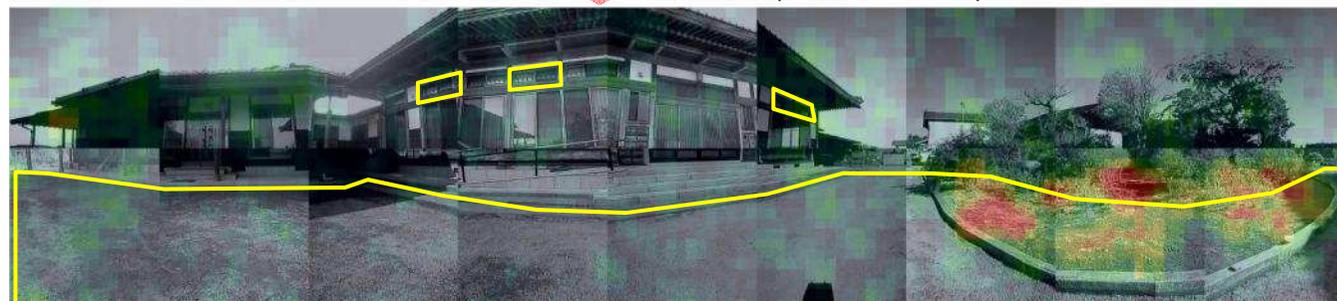
※線量スケールはすべて同じ

除染前 4.57 μ Sv/h



選択除染(黄線内の除染)実施

選択除染後 1.45 μ Sv/h

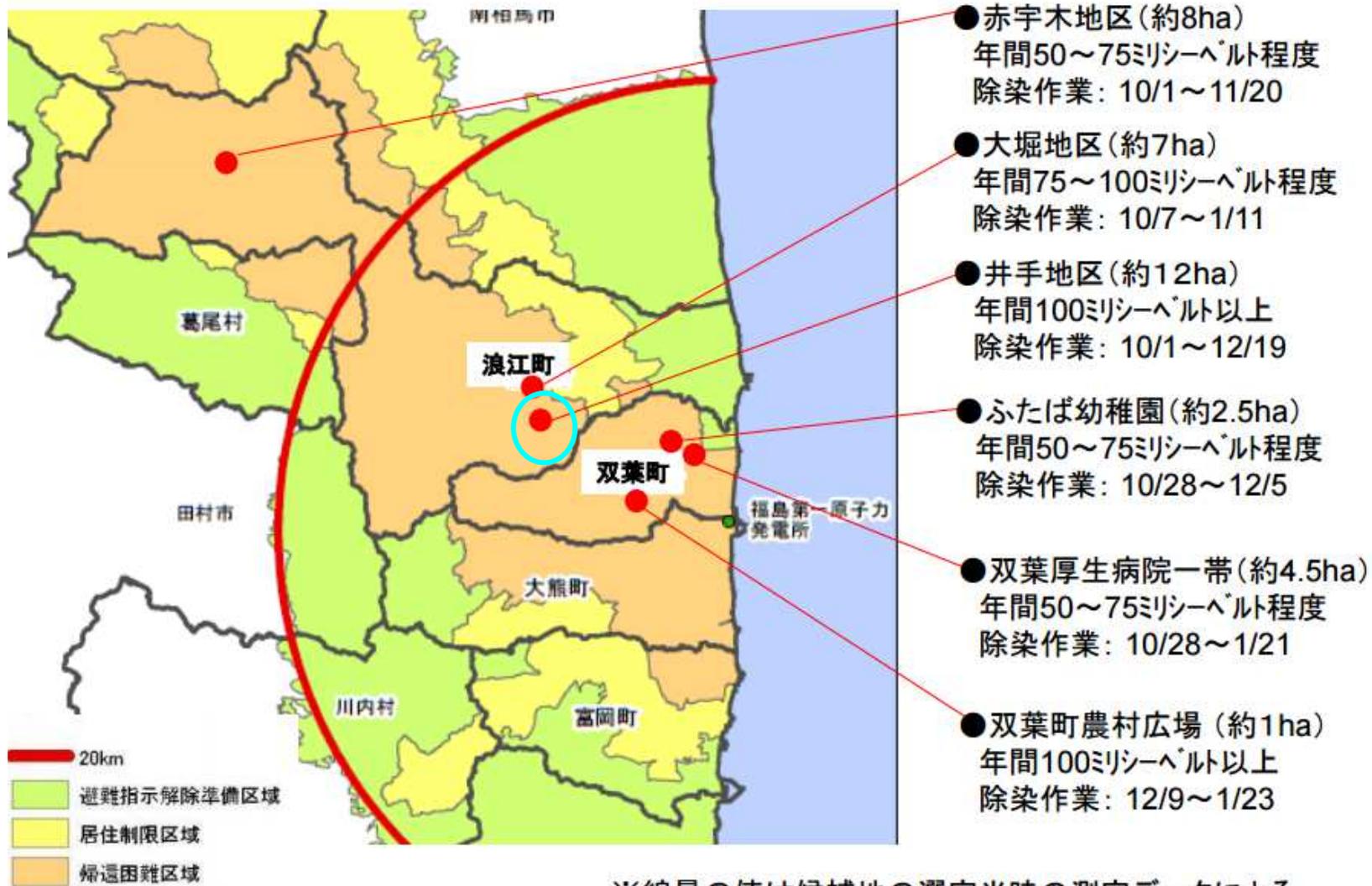


全面除染(残りの除染+砂利と花壇に被覆)実施

全面除染後 0.94 μ Sv/h



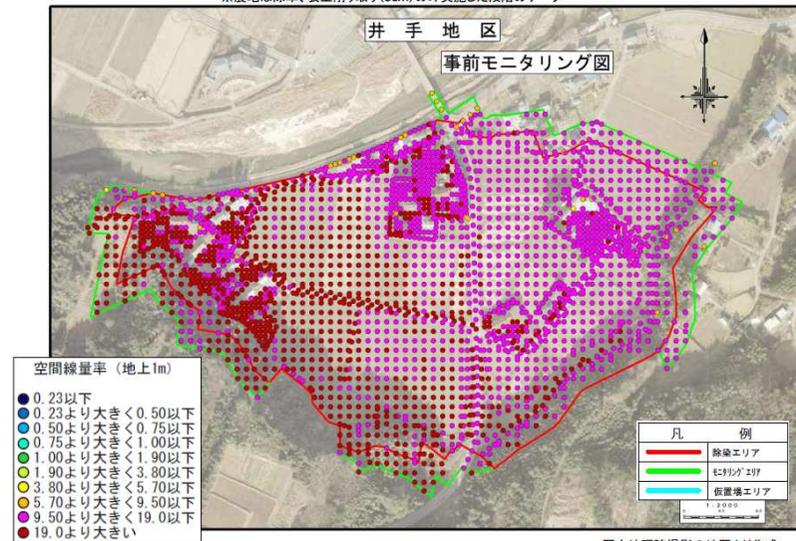
モデル実証事業対象地域



※線量の値は候補地の選定当時の測定データによる。

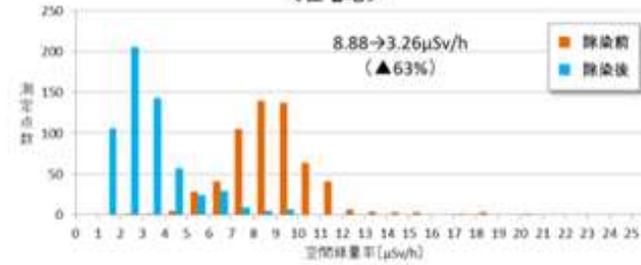
【参考】除染前線量マップ(井手地区)

※農地は除草、表土削り取り(5cm)のみ実施した段階のデータ

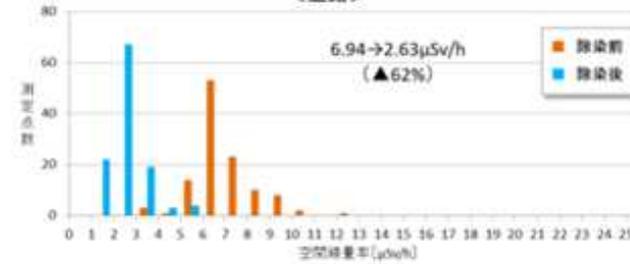


国土地理院撮影の地図より作成

<住宅地>

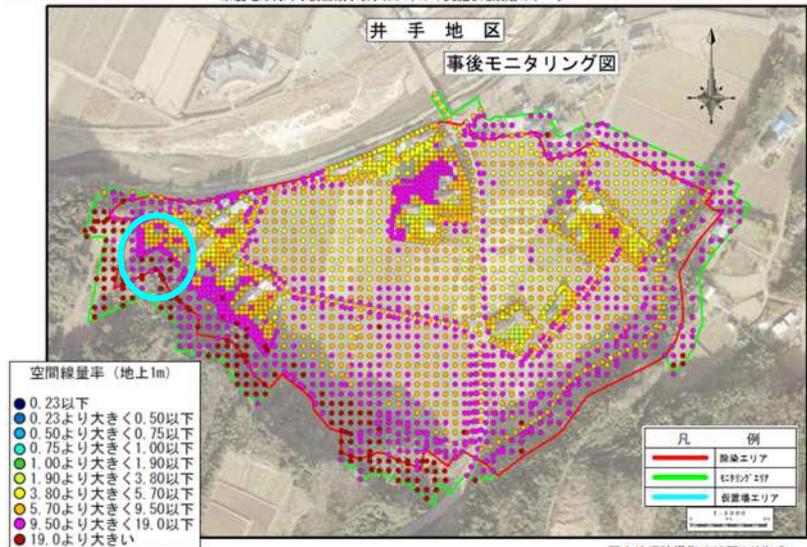


<道路>



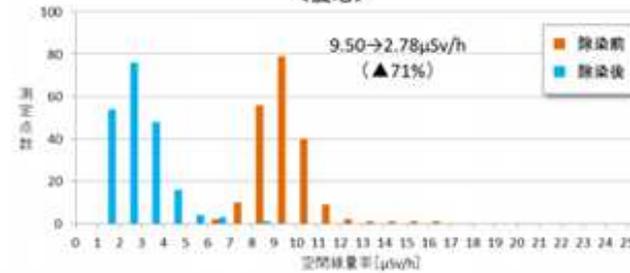
【参考】除染後線量マップ(井手地区)

※農地は除草、表土削り取り(5cm)のみ実施した段階のデータ

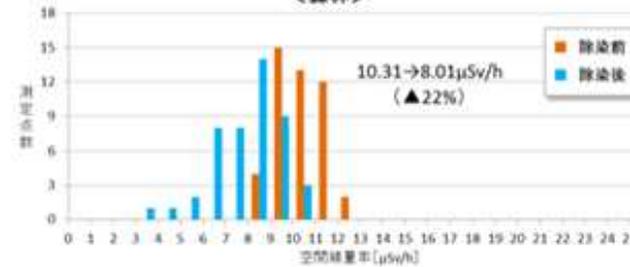


国土地理院撮影の地図より作成

<農地>

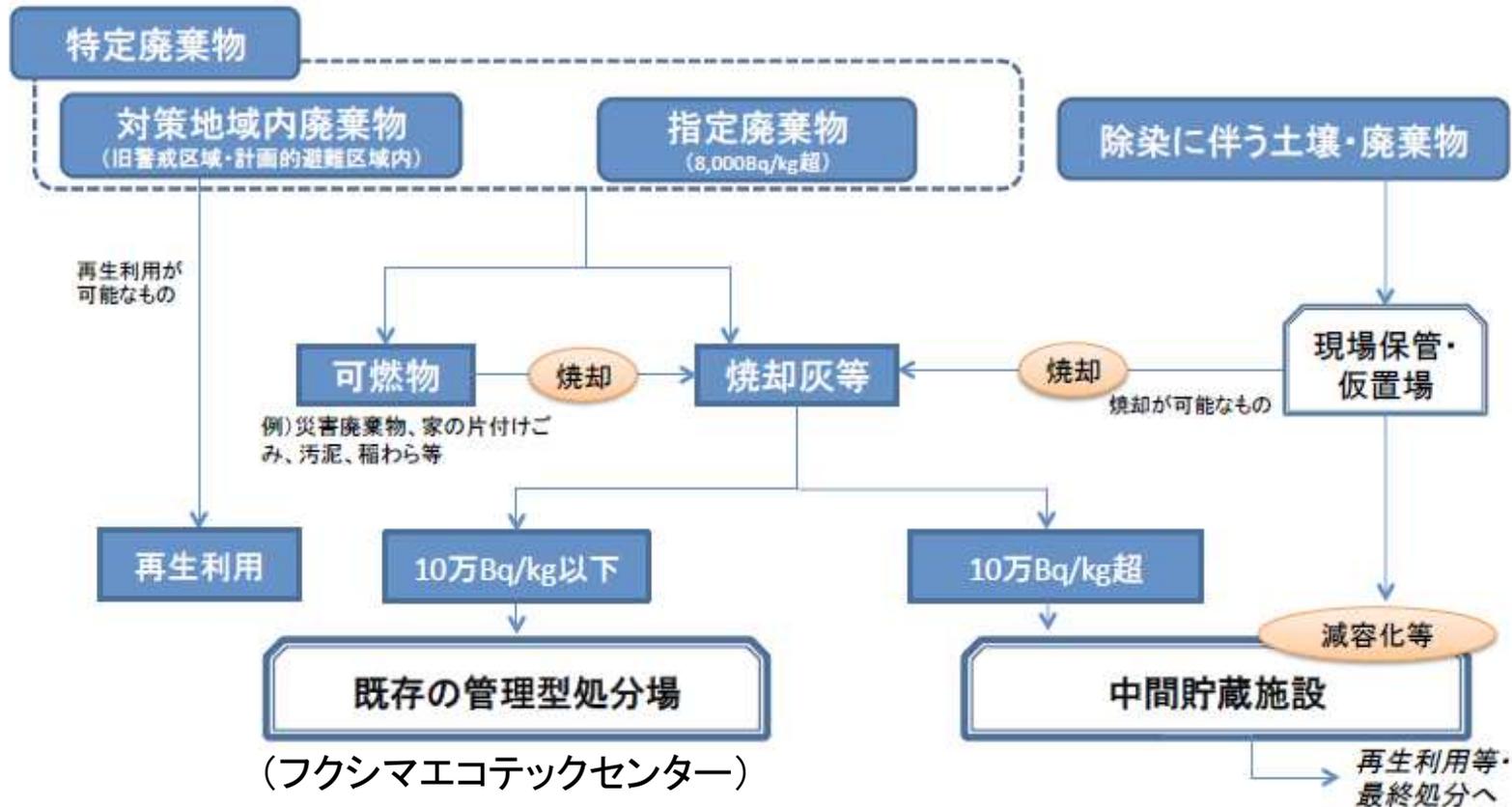


<森林>



放射性物質汚染対処特措法に基づく 特定廃棄物^(※)及び除去土壌等の処理フロー(福島県内)

(※) 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(特措法20条)



注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。)

注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。
注) 除染廃棄物の専焼灰については、濃度に関わらず中間貯蔵施設に保管。

国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況 H27.12.25 環境省

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
 - 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
 - このうち、帰還の妨げとなる廃棄物(※)の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。
- ※ 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する住宅地近傍の津波がれき、特に緊急性の高い損壊家屋(倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等)の解体に伴う廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ(腐敗する廃棄物等)等。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 大熊町、楢葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。
- 家の片付けごみについては、継続的に排出されることから、引き続き回収を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年11月末現在、約65万トン完了。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1)津波による災害廃棄物の処理

- 帰還する住宅地近傍の津波がれきを優先し、順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

(2)被災家屋等の解体撤去

- 倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等の解体撤去を優先して実施。
- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請の受付は約7,300件、解体撤去は約1,700件実施済。

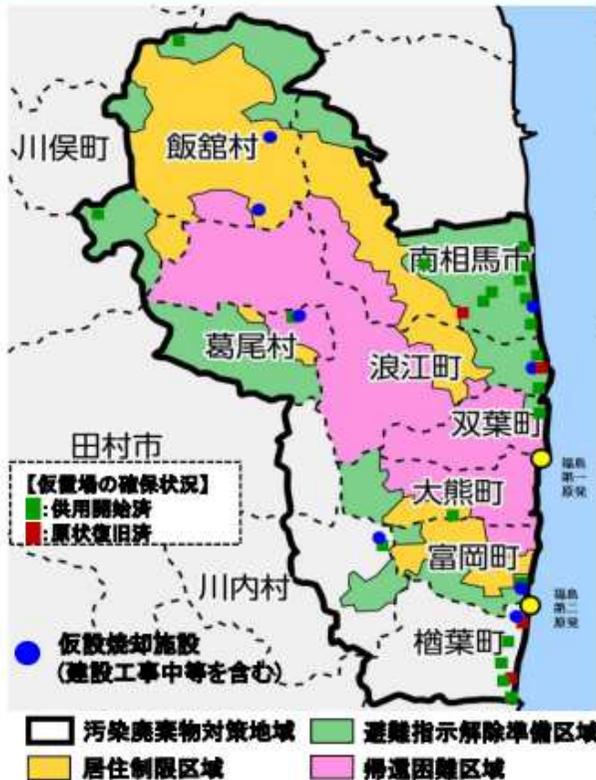
(3)家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、家の片付けごみの回収を実施中。ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



撤去前(平成26年1月) 撤去後(平成27年3月)
浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年12月25日現在)



飯舘村蕨平地区の仮設焼却施設
(平成27年12月)

(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち4箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における、環境モニタリングデータを公表中。

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置することとしている。7市町村(8施設)において事業者との契約を終え、うち、6施設は稼働中、2施設は建設工事中。
- 仮設焼却施設における、環境モニタリングデータを公表中。

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (平成27年11月末時点)
飯舘村 (小宮地区)	稼働中(平成26年11月より)	5t/日	約1,400トン(約1,400トン)
川内村	稼働中(平成26年12月より)	7t/日	約1,600トン(約1,600トン)
富岡町	稼働中(平成27年4月より)	500t/日	約48,000トン(約13,000トン)
南相馬市	稼働中(平成27年4月より)	200t/日	約22,000トン(約22,000トン)
葛尾村	稼働中(平成27年4月より)	200t/日	約26,000トン(約1,000トン)
浪江町	稼働中(平成27年5月より)	300t/日	約39,000トン(約31,000トン)
飯舘村 (蕨平地区)	処理対象物搬入中 (平成28年1月より稼働予定)	240t/日	—
楢葉町	建設工事中	200t/日	—
大熊町	処理方針検討中	—	—
双葉町	処理方針検討中	—	—
川俣町	処理方針検討中	—	—
田村市	既存の処理施設で処理中	—	—

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。



仮設

仮設破碎選別施設 160t/日
仮設減容化施設 500t/日

処理対象物

津波瓦礫
被災家屋解体物
家の片付けゴミ など

処理量予測：305,000 t
処理実績(H27.11E)：48,000 t



1 双葉郡 8町村の生活ごみ (約2.7万m³)

双葉郡8町村の住民の方が帰還された後に発生する10年分の生活ごみ

※双葉郡8町村：
 広野町・榎葉町・富岡町・川内村
 大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村



生活ごみ

2 対策地域内廃棄物等 (約44.5万m³)



汚染廃棄物対策地域

汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域、旧計画的避難区域)等で発生した

- ・がれきなどの災害廃棄物
- ・一時帰宅時に発生する片付けごみ



災害廃棄物



片付けごみ

3 福島県内の指定廃棄物 (約18.2万m³)

- ・焼却灰
- ・下水汚泥
- ・浄水発生土
- ・農林業系副産物

などのうち、8千Ba/kgを超え10万Ba/kg以下のもの



焼却灰の保管状況

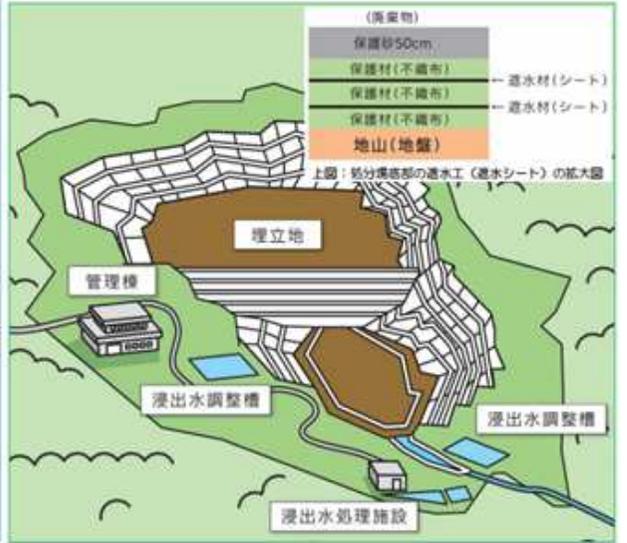


農林業系副産物の保管状況

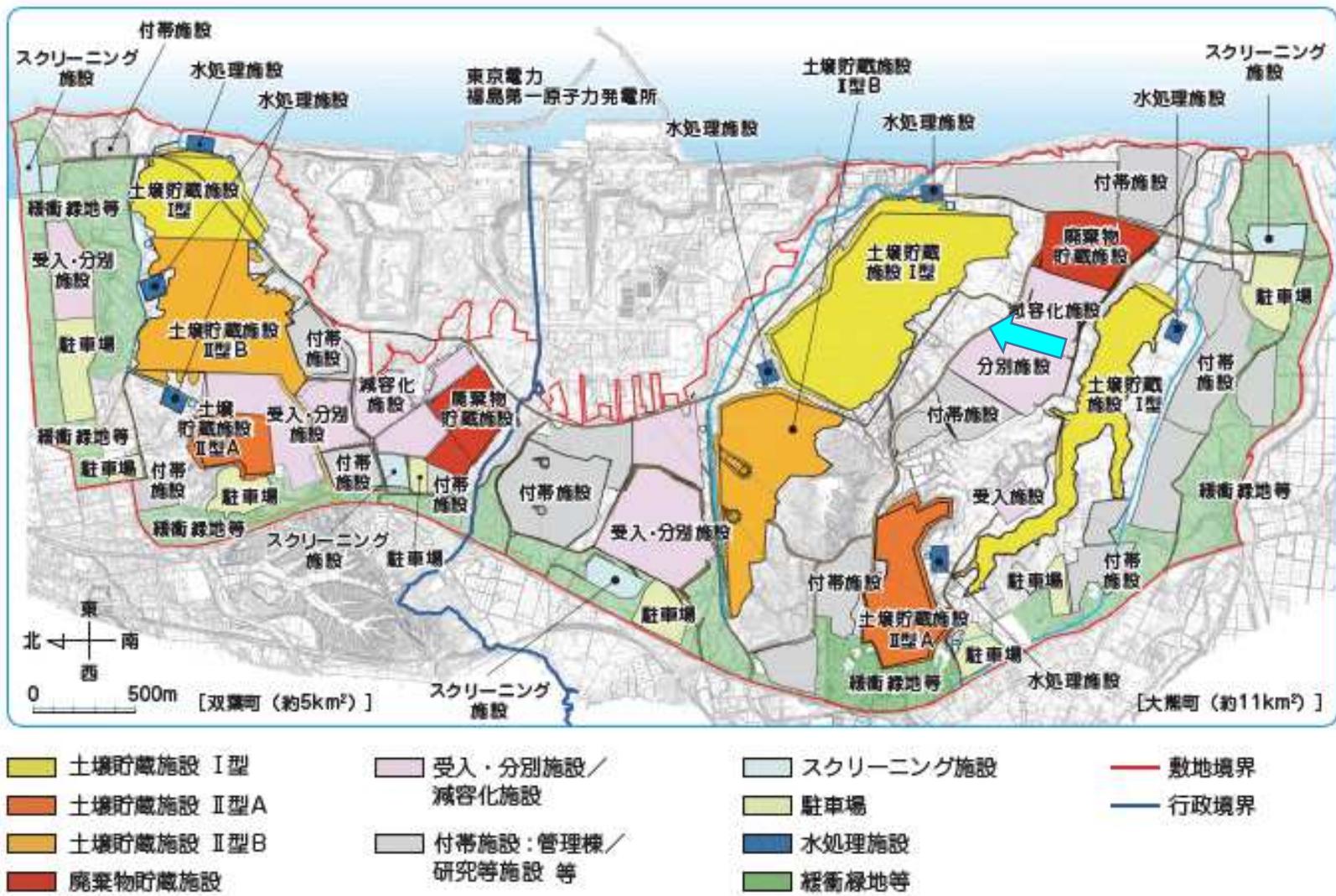
フクシマエコテック

概要

- 処分場面積：約9.4ha
- 埋立地面積：約4.2ha
- 埋立容量：約96万m³
- 残余容量：約74万m³
 [埋立可能容量：約65万m³]
- 土壌量：約9万m³



中間貯蔵施設整備が大熊町、双葉町など地域再生への貢献すること！



2015.3.13 30年以内の県外最終処分へのカウントダウン開始



2015.4.16撮影

地権者の状況について

平成27年11月30日時点

【地権者】

土地所有者・建物所有者

登記記録 2,365人 ※1

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増加

連絡先を把握している地権者 現在の把握数 約1,350人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1,380ha(うち、公有地(国、県、町等の所有地)等の面積は、約330ha)となっている。全体面積(約1,600ha)に対して、約85%となっている。

土地のみを所有している方
約230人

建物等を所有している方
約1,120人

個別訪問している方等 約1,170人

土地のみ:約200人

建物等を所有:約970人

順次補償額を提示、
説明を継続

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数
約870件

現地調査済 約740件

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額提示～説明を継続

契約実績 22※2 契約

※2 土地のみ:15件、建物等あり:7件。土地売買:18件、地上権設定:4件。

連絡先を把握できていない地権者
約1,010人

戸籍、住民票情報等
により、連絡先確認

死亡されている方等
約900人

- 死亡されている方:約560人
- 登記記録の所有者の記載が氏名のみ 約190人
- 登記名義人が戸籍に該当なし 約160人

詳細について
確認

対応策に
ついて検討

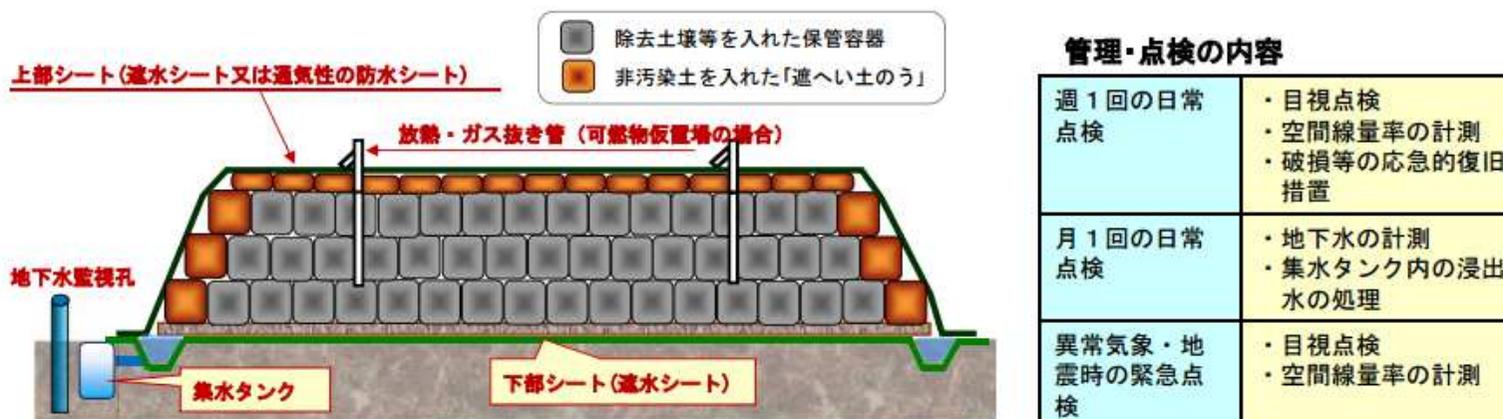
郵送や電話連絡への応答がない方
約110人

(注) 数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

環境回復検討会配布資料
(H27.12.21)

仮置場における除去土壌等の保管・管理状況

○仮置場の基本構造と、日常における管理・点検(直轄除染の仮置場の例)



○仮置場の箇所数と、保管されている除去土壌等の数量

	仮置場数	現場保管箇所数	除去土壌等の保管量	数量の時点
直轄除染	240カ所	—	4,136,559m ³	H27. 7. 31
市町村除染(福島県内)	833カ所	115,068カ所	4,371,606m ³	H27. 6. 30
〃 (福島県外)	32カ所	22,886カ所	342,556m ³	H27. 3. 31

仮置き期間の長期化

仮置場地主の返還要求
 仮置場の保全強化
 仮置場にて減容化・再生利用



大熊保管場(受入場所)



田村市仮置場搬出状況



檜葉PA



毛萱スクリーニング施設



田村市仮置場搬出状況



川内村仮置場



毛萱スクリーニング施設



フレコン二重化



川内村仮置場

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。 (座長)細見 正明 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門 教授

検討内容

減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 分級システム実証事業の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

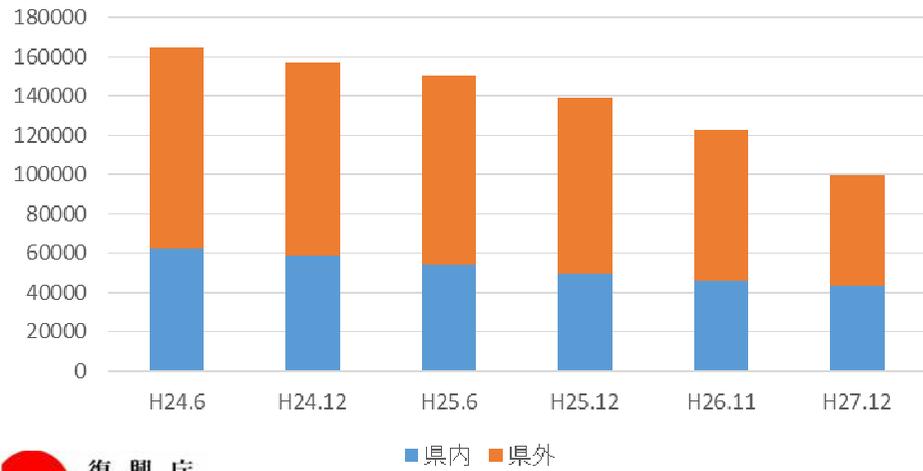
※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

環境回復検討会配布資料
(H27.12.21)

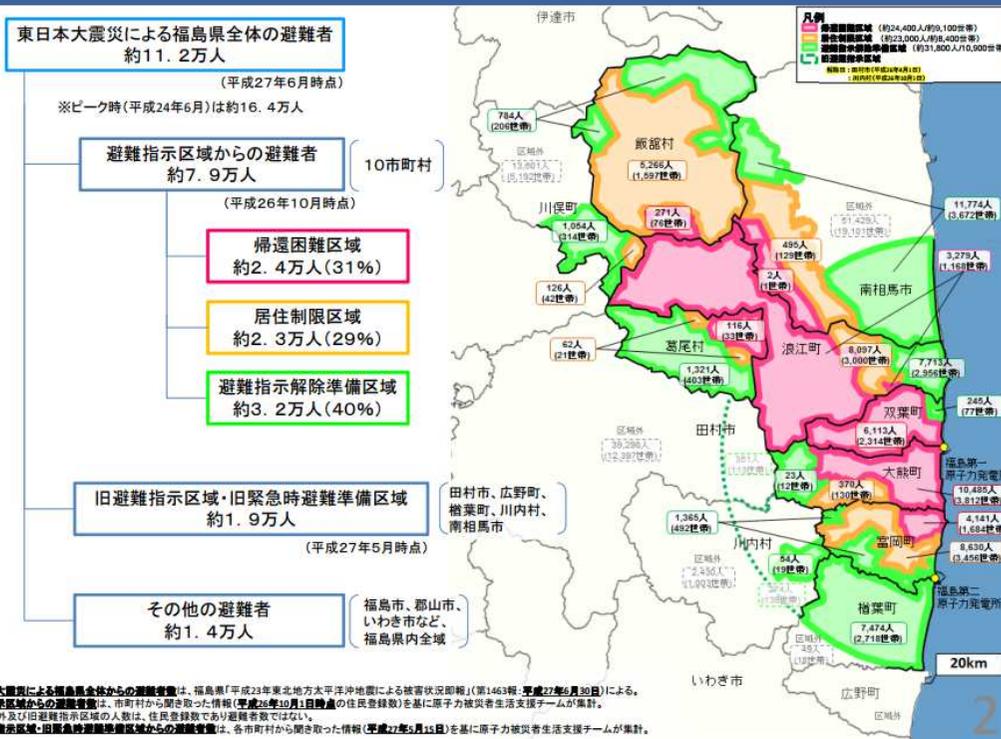
福島県避難者数

福島県及び復興庁のデータに基づく

福島県避難者数推移(県内、県外)



(2) 避難指示区域等からの避難者数



H27.12避難者数
 県内:43,497人
 県外:56,449人
 合計:99,946人

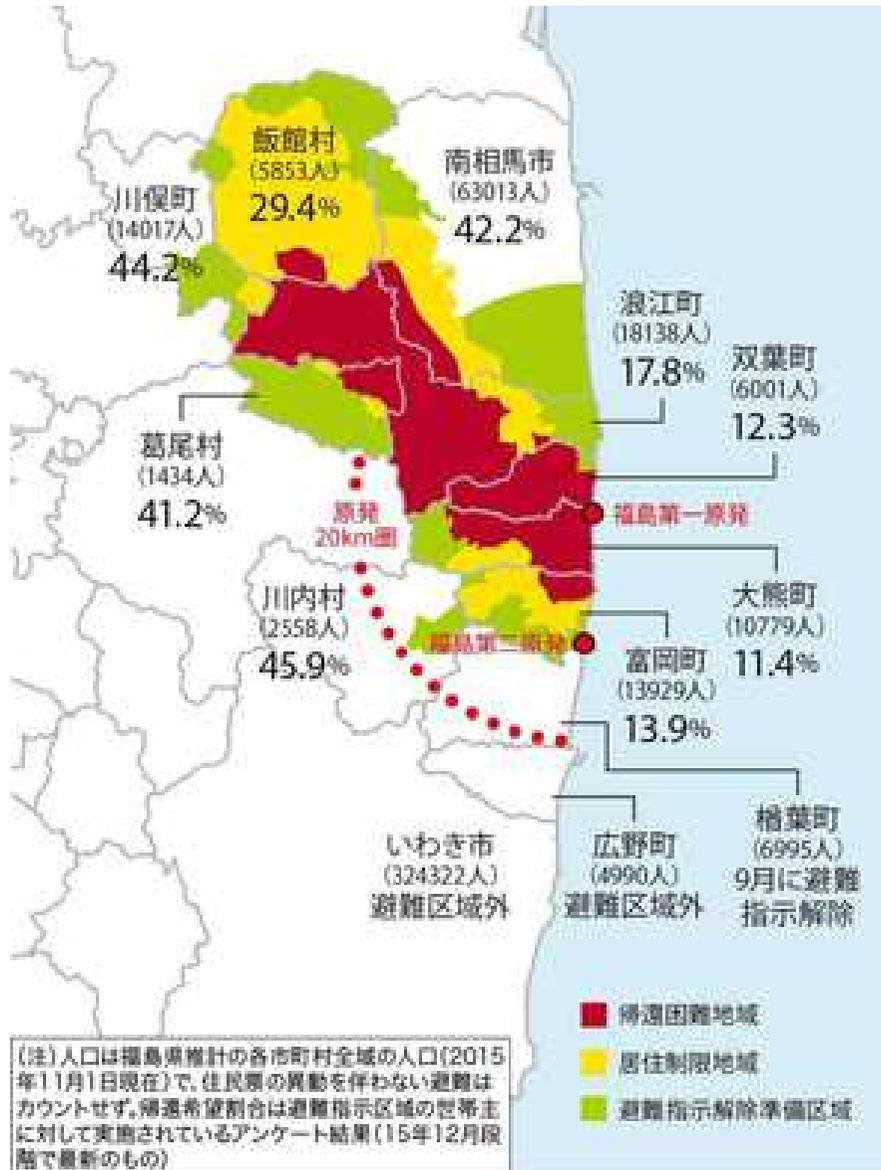
帰還希望と解除後の実績

復興庁住民意識調査で「戻らない」との回答割合 (H27.7.7資料)

南相馬市	: 26.1%
葛尾村	: 23.9%
富岡町	: 49.4%
浪江町	: 48.4%
大熊町	: 57.9%
双葉町	: 55.7%
楢葉町	: 22.9%
川俣町	: 22.6%
飯館村	: 26.5%

避難解除後の帰還状況

- 田村市都路地区 (H26.4.1解除)
62.6%帰還 (H27.10復興庁調査)
- 楢葉町 (H27.9.5解除)
10.4%帰還 (H27.11福島県HP)



WEDGE Infinity2015年12月29日 15:29
 福島のタブーに挑む・その3 賠償の区切りと広域復興 澤昭裕
 「2016年への提言(後篇)」
<http://blogos.com/article/152260/>

住民意識調査結果

(復興庁調査データより)

帰還を判断する上で必要な情報

	富岡町 H27.8	大熊町 H27.8	浪江町 H27.9	田村市 H27.10	川俣町 H27.10	川内村 H26.12	飯舘村 H27.1	双葉町 H26.9	楢葉町 H26.10
1	インフラ復旧	インフラ復旧	医療・介護	事故収束	住民帰還	インフラ復旧	放射線低下	インフラ復旧	インフラ復旧
2	住民帰還	放射線低下	商業施設	放射線低下	インフラ復旧	医療・福祉	住民帰還	放射線低下	事故収束
3	放射線低下	住民帰還	住民帰還	放射線影響	放射線低下	事故収束	インフラ復旧	事故収束	放射線低下
4	事故収束	事故収束	働く場	働く場	放射線影響	放射線低下	住宅改修	中間貯蔵施設	除去土壌
5	住宅確保支援	住宅確保支援	放射線低下	賠償額	事故収束	住民帰還	賠償額	解除時期	放射線影響

帰還する場合に希望する行政の支援

	富岡町 H27.8	大熊町 H27.8	浪江町 H27.9	田村市 H27.10	川俣町 H27.10	川内村 H26.12	飯舘村 H27.1	双葉町 H26.9	楢葉町 H26.10
1	医療・介護	医療	住宅改修	医療・介護	医療・介護	医療・介護	補償継続	医療・介護	医療・介護
2	商業施設	商業施設	健康・介護	住宅改修	商業施設	商業施設	住宅改修	被ばく低減	商業施設
3	住宅改修	住宅改修	買物	商業施設	被ばく低減	被ばく低減	医療・介護	住宅改修	防火・防犯
4	公共交通	公共交通	被ばく低減	雇用確保	住宅改修	道路整備	被ばく低減	商業施設	健康管理
5	被ばく低減	高齢者支援	公共交通	情報インフラ	治安確保	住宅改修	商業施設	公共交通	モニタリング

玄米スクリーニング検査(福島)

単位: Bq/kg

	25未満 測定限界 値未満	25~50	51~75	76~ 100	合計
24年産	10,323,530	20,317	1,383	72	10,345,302
25年産	10,999,154	6,478	224	1	11,005,857
26年産	11,012,614	1,910	11	1	11,014,536
27年産	10,398,606	624	13	1	10,399,244

玄米詳細検査(福島)

単位: Bq/kg

	25未満	25~50	51~75	76~ 100	100超	合計
24年産	144	40	295	317	71	867
25年産	68	6	269	322	28	693
26年産	27	0	1	1	2	31
27年産	129	2	4	0	0	135

掲載日	新聞記事
2015.4.14	台湾、日本の食品の輸入規制強化 5月中旬にも実施
2015.4.29	福島県産青果物の輸出回復 26年度 前年度比2倍 東南アジア販路拡大
2015.5.1	タイが日本産食品の輸入規制をほぼ撤廃 一部ジビエ除き全面的に
2015.5.9	福島県産農産物 規制解除か インドネシア副大統領が見通し
2015.5.15	食品規制 台湾、産地証明で譲歩 輸入全面停止は回避
2015.5.21	日本、韓国をWTO提訴＝水産物輸入規制は協定違反
2015.6.22	日中、日本産食品の輸入規制緩和へ協議 原発事故後で初
2015.7.9	台湾:日系企業などに罰金 産地偽装し食品輸入
2015.7.22	台湾の食品輸入規制、茨城・栃木・千葉・群馬は緩和へ 福島は見送り
2015.8.4	タイで県産モモ販促 「心待ちにしていた」と好評
2015.8.20	<水産物輸入禁止>政府、韓国をWTO提訴 パネル設置要請
2015.9.22	規制解除のマレーシア、タイに活路
2015.9.28	韓国の日本産水産物輸入規制、紛争処理委を設置
2015.9.30	リンゴ輸出 最多3万トン…9割が福島県産
2015.11.15	ベトナム副大臣ら本県来訪 「風評払拭協力したい」 福島市副市長と懇談
2015.11.26	福島産食品の輸入規制、EUが野菜など一部緩和
2015.11.29	福島県産米 マレーシアへ初輸出
2015.12.3	台湾検察、日本食品輸入で7人不起訴
2016.1.7	EU、輸入規制9日に緩和＝福島県産など対象―農水省発表

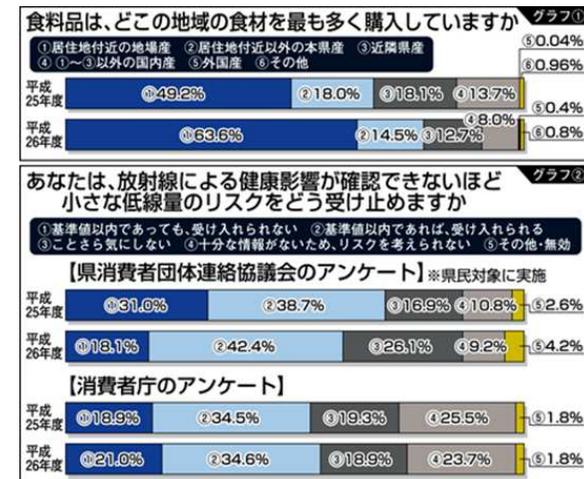
茨城県調査(茨城県産野菜)

＝敬遠割合＝

H26.4.24 産経新聞

単位: %

	26年	25年
東京	8.2	11.3
北海道	12.2	12.9
茨城	3.1	3.5
関西	12.3	12.2

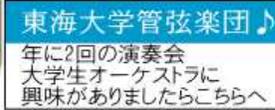


2015.5.2 福島民報

環境回復へ何を実施するか？

- 1.平成28年度末までの避難解除を実施する。
帰還困難区域を除く地域
フォローアップ除染による除染迅速化
- 2.帰還困難区域の除染方針を確立すべき。
高線量地域の除染方法(遮蔽も含む)の確立
- 3.中間貯蔵施設整備の促進
- 4.環境回復～地域復興・自立へ。
復興庁を中心に関係省庁の連携強化
福島県、自治体、地域住民の参加
(含む森林・林業再生)

環境回復情報ネット(ERIN)



トップページ

ごあいさつ

主な事業

活動実績

環境回復情報

旬な話題

2011年3月11日に発生した東日本大震災およびその後の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、東日本を中心に放射性物質による汚染が発生しました。その後の環境回復活動がわが国の総力を結集して進められている。環境回復情報ネット(ERIN)は、環境回復に関する情報を発信しています。

環境回復に関するトピックス

- 東日本大震災と東電福島事故から6年目の年を迎えた。復興期間が終わり、これからは自立と創生の期間に入いく。福島も環境回復も帰還困難区域を除いて仕上げとなった。昨年末にフォローアップ除染と森林除染の報告が示され、一段と力が入るようと思われる。同時に、福島の各地から力強い復興への声がかかっている。環境回復情報ネットを立ち上げて4年目になるが、微

NEWS

- (12月31日)
- 震災5年、終わる集中復興期間
- 避難区域の南相馬、我が家で年越し 震災5年
- 溶融燃料調査ロボット 日英共同開発へ

ご清聴をありがとうございました。
一度、「環境回復情報ネット」のホームページをお訪ねください。お気に入りに加えていただければ…。